

昭和二十六年政令第二百九十一号

日本農林規格等に関する法律施行令

内閣は、農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第一項及び第十七条第一項の規定に基き、農林物資規格法施行令（昭和二十五年政令第百七十八号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（飲食料品及び油脂以外の農林物資）

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十一年法律第百七十五号。以下「法」という。）

第二条 第一項第二号の政令で定める物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、觀賞用の魚、真珠、いぐさ製品、生糸、漆、竹材、木材（航空機用の合板を除く。）、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料とする。

（規格の対象となる酒類の原材料の要件）

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあっては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間に、化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しない場合（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しない場合は、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものと含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものと定めることとする。

イ 前項に規定する農産物

ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年以前（多年生の植物にあっては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に合するものに限る。）であることとする。

一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。

イ 前項に規定する農産物

ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年

至るまでの間、化学農薬等を使用しないは場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないは場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

（1）イ又はロに掲げるもの

（2）専ら（1）に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専ライからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

（1）イ又はロに掲げる基準に従つて飼養されている家畜又は当該基準に従つて飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。

（2）イ家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。

ロ 家畜その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。

（審議会等で政令で定めるもの）

第三条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、日本農林規格調査会とする。

（登録認証機関の登録手数料）

第四条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる額のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四十四万五千円（電子申請による申請に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかるわらず、同条第一項の主務省令で定められた区分について、当該各区分が次の各号に掲げる額のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。）

（登録認証機関の登録更新手数料）

第五条 法第十七条第一項の政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）

（登録認証機関の登録の有効期間）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

（登録認証機関の登録更新手数料）

第六条 法第十七条第二項において準用する法第六条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定めた額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次に定める各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千二百円

（登録認証機関の登録の有効期間）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

（登録認証機関の登録更新手数料）

二 前号に規定する区分以外の区分 八百円

（登録認証機関の登録の有効期間）

二 前号に規定する区分以外の区分 八百円

（登録認証機関の登録更新手数料）

げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当する事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

係る業者登録の更新に係る法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円（電子申請による場合にあっては、四万三千円）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

第十五条 法第五十三条の登録（以下この条及び第十七条第一項において「業者登録」という。）を受ける者が現に法第三十四条の登録を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円（電子申請による場合にあっては、三万三千四百円）に、旅費の額に相当した額とする。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

イ 口に掲げる取扱業者以外の取扱業者當する都道府県知事

口 取扱業者であつて、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第六十一条第二項及び第四項並びに第六十五条第八項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を次の各号に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣

二 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該指定都市の長

消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第六十五条第四項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた結果、当該取扱業者が法第六十条の規定に違反し

ており、又は正当な理由がなくて法第六十一条の規定により同項第一号に定める者がした旨を該取扱業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
二 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
三 消費者庁長官 又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長
二 指定都市の長が都道府県内取扱業者に関する当該調査を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事
三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行つた場合 消費者庁長官又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

附 則 (昭和二十八年一月二八日政令第六十一条)

この政令は、昭和二十六年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年一〇月一九日政令第三三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月二八日政令第一七五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三三年一〇月三〇日政令第二九七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三七年三月六日政令第四二号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和三九年一月八日政令第三六一号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和三九年一月二日政令第三四一号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四一年一月四日政令第一号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四一年一〇月一〇日政令第三五五号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四五年六月一九日政令第一九一号）抄
この政令は、農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十二号）の施行の日（昭和四十五年六月二十日）から施行する。

附則（昭和四六年七月一二日政令第二四五号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四七年一月一三日政令第一二号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四七年四月二四日政令第八三号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四七年八月七月政令第一二号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四八年五月二二日政令第一四二号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四八年一二月二〇日政令第三六六号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四九年六月一三日政令第二〇六号）
この政令は、公布的日から施行する。

附則（昭和四九年一二月一七日政令第三八三号）
この政令は、公布的日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月一二日政令第二
七一号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年五月一四日政令第一
一三号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年九月二四日政令第二
七八号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第一八
一号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一月二〇日政令第一
二号）抄（施行期日）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年八月二九日政令第三
一六号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一月二六日政令第
四〇三号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年九月五日政令第二三
五号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一
七〇号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年九月一六日政令第二
八一号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一
三〇七号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一〇月一六日政令第一
三一七号）抄（施行期日等）抄

（一）この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日起施行する。

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条 改正法附則第四条第三項又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の六第五項の政令で定める費用は、同条第一項第四号、第二項第五号又は第四項第四号の検査のため職員が当該検査に係る工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。
2 前項の旅費の額の計算については、新令第二十条後段の規定を準用する。

附 則		(平成二二年六月七日政令第三〇号) 抄	
(施行期日)		第一 条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	
附 則		(平成一七年七月二九日政令第二三三号) 抄	
(施行期日)		第一 条 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。	
第二項	第一項	第一項	第一項
第十四項前項	第十四項前項	第十四条前項	第十四条前項
第二項	第二項	項	項
第十四条前項	第十四条前項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(平成十一年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第三条第一項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(平成十一年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第三条第一項
第二項	第二項	第十八条第十改正法附則第三条第一項	第十八条第十改正法附則第三条第一項
第二項	第二项	項	項
第二項	第二项	第一項	第一項
第二項	第二项	第一項	第一項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律）

項 第 九 条 第 十 五 項	項 第 五 条 第 十 五 項	項 第 四 条 第 十 五 項	項 第 三 規 定	項 第 一 規 定	第 十五 條 こ れ ら の 農 林 物 資 の 規 格 化 及 び 品 質 表 示 の 適 正 化 に 關 す る 法 律 の 一部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 十 七 年 法 律 第 六 十 七 号) 以 下 「 改 正 法 」 と い う) 附 則 第 六 条 第 一 項 又 は 第 二 項 二 項	4 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定によりいざれもなおその効力を有するものとされた旧法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第 十九 條 第 十 四 項 第 一 項 後 段	第 十八 條 第 十 四 項 第 一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第六条第一項又は第二項	3 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項
項 第 九 条 第 十 五 項	項 第 五 条 第 十 五 項	項 第 四 条 第 十 五 項	項 第 三 規 定	項 第 一 規 定	第 十五 條 こ れ ら の 農 林 物 資 の 規 格 化 及 び 品 質 表 示 の 適 正 化 に 關 す る 法 律 の 一部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 十 七 年 法 律 第 六 十 七 号) 以 下 「 改 正 法 」 と い う) 附 則 第 六 条 第 一 項 又 は 第 二 項 二 項	第 十九 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十八 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項	
項 第 九 条 第 十 五 項	項 第 五 条 第 十 五 項	項 第 四 条 第 十 五 項	項 第 三 規 定	項 第 一 規 定	第 十五 條 こ れ ら の 農 林 物 資 の 規 格 化 及 び 品 質 表 示 の 適 正 化 に 關 す る 法 律 の 一部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 十 七 年 法 律 第 六 十 七 号) 以 下 「 改 正 法 」 と い う) 附 則 第 六 条 第 一 項 又 は 第 二 項 二 項	第 十九 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十八 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項	
項 第 九 条 第 十 五 項	項 第 五 条 第 十 五 項	項 第 四 条 第 十 五 項	項 第 三 規 定	項 第 一 規 定	第 十五 條 こ れ ら の 農 林 物 資 の 規 格 化 及 び 品 質 表 示 の 適 正 化 に 關 す る 法 律 の 一部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 十 七 年 法 律 第 六 十 七 号) 以 下 「 改 正 法 」 と い う) 附 則 第 六 条 第 一 項 又 は 第 二 項 二 項	第 十九 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十八 條 第 十 四 項 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	第 十 四 條 第 一 項 第一 項	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項	第六十七号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項	

の第一項若しくは改訂の五条第一項正法附則第七条第六十五条の第一項

第一条 この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月一〇日政令第二七九号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

- 1 (施行期日)
 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 (処分等に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前に農林物資の規格化等に関する法律又は食品表示法の規定により都道府県知事がした指示等の处分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日以後においてこの政令による改正後の農林物資の規格化等に関する法律施行令又は食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、同日以後においては、指定都市の長がした処分等の行為とみなす。

附 則（平成三〇年一月一七日政令第三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一月一六日政令第二号）

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（令和四年八月一〇日政令第二七九号）抄
 （施行期日）

ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。